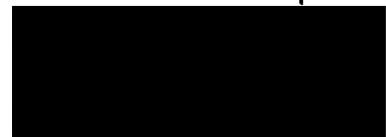


生援第1854号

裁 決 書

審査請求人



処分庁

■市長

令和3年■月■日付けで■(以下「請求人」という。)から提起された審査請求(令和2年度(審)第154号)について、次のとおり裁決する。

1 主 文

■市長が請求人に対して行った、令和3年1月28日付け生活保護費用徴収金決定処分を取り消す。

2 事案の概要

審理員意見書別紙1「2 事案の概要」に記載のとおり。

3 審理関係人の主張の要旨

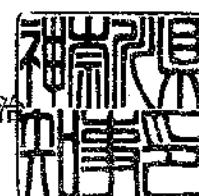
審理員意見書別紙1「3 審理関係人の主張の要旨」に記載のとおり。

4 理 由

審理員意見書別紙1「4 理由」に記載のとおり。

令和3年10月22日

神奈川県知事 黒岩 祐治



審理員意見書

令和3年10月12日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県審理員 虎頭 俊之 

神奈川県審理員 小林 文子 

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第42条第2項の規定に基づき、審査請求人
██████████が令和3年 █月 █日付けで提起した、処分庁 █████市長による生活保護費用
徴収金決定処分についての審査請求（令和2年度（審）第154号）の裁決に関する意見を
別紙のとおり提出する。

別紙1において、個人名等を次のとおり呼称する。

- 1 審査請求人 █████を「請求人」という。
- 2 処分庁 █████市長を「処分庁」という。
- 3 █████市福祉事務所長を「福祉事務所長」という。
- 4 請求人の子である █████を「請求人の子」という。
- 5 █████を「住所X」という。
- 6 █████を「住所Y」という。
- 7 住所Xを賃借し居住している █████を「A」という。



別紙1

1 結論

本件処分は取り消されるべきである。

2 事案の概要

(1) 事案の概要

本件審査請求は、処分庁が、令和3年1月28日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第78条第1項に基づく生活保護費用徴収金決定処分（以下「本件処分」という。）に対し、請求人が、その取消しを求めて提起したものである。

(2) 本件に係る法令等の規定

別紙2のとおり。

(3) 前提事実

当事者間に争いのない事実及び証拠上容易に認められる事実は、以下のとおりである。

ア 請求人は、平成29年■月■日から令和2年■月■日まで、住所Yにおいて、福祉事務所長により法に基づく保護を実施されていた者である。

イ 処分庁は、法第78条第1項に基づき生活保護費用徴収金決定を行う者であり、福祉事務所長は、法第19条第4項及び委任規則第2条第1号の規定により、保護の実施機関である■市長（処分庁）から、法第24条に規定する申請による保護の開始及び変更に関する事務等の委任を受けた者である。

ウ 平成17年■月■日を実施年月日として、福祉事務所長は、Aに対し、住所Xを同人の住所として、法に基づく保護を開始した。

住所Xは、和室6畳・4.5畳・キッチンの2K（21m²）であり、浴室、トイレ、洗面台、洗濯機、冷蔵庫がある。

エ 平成29年■月■日を実施年月日として、福祉事務所長は、請求人に対し、疾病により最低生活の維持が困難であるとして、住所Xの隣室である住所Yを同人の住所として、法に基づく保護を開始した。

（ア）住所Yは、和室6畳・4.5畳・キッチンの2Kであり、浴室、トイレ、洗濯機、冷蔵庫がある。

住所X及び住所Yは、住所Xの玄関の側面壁と住所Yの4.5畳の部屋が接しており、ベニヤ板で仕切られていたが、当該ベニヤ板（高さ175センチメートル、幅80センチメートル）を外すと内部で繋がり、行き来できる構造であった。

（イ）請求人は、平成29年■月■日付けの書面（世帯の状況に変化があったとき等

は処分庁に申告すべきであり、不実の申告と判断された場合は法第78条による費用徴収を受けることがある旨の説明のある書面)に署名している。

オ 平成30年■月■日、請求人及び請求人の子が福祉事務所に来所し、同日付の世帯員増を理由とする保護変更申請書を提出するとともに、請求人の子は2~3年前から睡眠が浅く、平成29年9月に症状が重くなつたため受診したところ、■■■障害、■■■中程度、■■■の診断を受け、他にも■■■の診断も受けるなどの病状を理由に退職し、平成30年■月■日に住所Yに転居していることを報告した。

カ 平成30年■月■日付けで、福祉事務所長は、請求人に対し、同年■月■日を実施年月日として、世帯員増を理由とした保護変更決定処分をした。

キ 令和2年10月5日、処分庁は、電話で、請求人の子から次の内容を聴取した。請求人の子は、主に夜、仕事終わりに、交際相手に送つてもらって住所Yに帰ることがあり、週末は交際相手の家にいることがほとんどで、住所Yには平日帰ることが多く、一度住所Yに帰つたら、一日いて夜また迎えに来てもらうことが多い。

住所Yと交際相手の家で過ごす割合は、感覚的には、2対8又は3対7で交際相手の家にいることが多い(5対5よりは明らかに多く、1対9まではいかないと思う)。

この生活は1年ほど続いている。

請求人の子は、一人でいると寝るときに不安定になるため、泣いたり自殺未遂等があるため、交際相手の家にいることが精神の安定につながっている。

請求人は、住所Yにはいない。住所Yは狭く、そもそも請求人の部屋がない。住所Yへの引っ越しは、Aがいる事により実施されたもので、引っ越し当初より、請求人は基本的に住所Xについて、住所Yには請求人の子が住んでいた。食事は一緒にとるなど一定の交流はある。

ク (ア) 令和2年10月5日付けで、福祉事務所長は、住所X及び住所Yの水道使用量に関する法第29条に基づく調査を実施し、同年10月12日付け回答書を收受した。

(イ) 令和2年10月5日付けで、福祉事務所長は、住所X及び住所Yの電気使用量に関する法第29条に基づく調査について、同年10月21日付け回答書を收受した。

ケ 令和2年10月29日、ケース診断会議を行い、既に支給済みであるAの世帯に係る扶助費及び請求人の世帯に係る扶助費を合算した額から、平成29年7月から平成30年2月8日までについてはA及び請求人の2人世帯、平成30年2月9日から平成31年3月までについてはA、請求人及び請求人の子の3人世帯、平成31年4月から令和2年11月までについてはA及び請求人の2人世帯であったことを前提に算定し直した扶助費を控除した残額分は不正受給であったとして、請求人に対し、法第78条に基づく返還請求を行うこととした。

なお、当該ケース会議記録票には、「住所Yは常に不在で、請求人の子も不在が続く」、不正の意思を示す経緯として「実態調査の際には両室は繋がっていなかつたが、請求人の証言によれば引っ越し当初から繋がっているとのこと。実態調査後に仕切りを取り除き、その後も別世帯を装い申告等していた。」との記載が見られるが、いずれの内容についてもケース記録等の他の提出物件等からは確認できない(別紙3)。

コ 令和2年■月■日付けで、福祉事務所長は、訪問、公共料金等の調査等の結果、居住実態がないと判断出来ることを理由に、同月1日を実施年月日として、住所Yを請求人及び請求人の子の世帯の住所とする保護を廃止した。

サ、令和2年11月18日付けで、福祉事務所長は、同月1日を実施年月日として、請求人をA世帯の世帯員として認定すること等を理由に、同月分の保護変更決定処分を行ったが、同決定による変更内容には、同月分については扶助費を支給済みであるとして、同月分について世帯員増による保護費の増額が含まれていない。

シ 令和3年1月28日付けで、処分庁は、請求人に対し、次の内容の生活保護費用徴収金決定処分(本件処分)を行った。

費用徴収決定額 4,025,227円

費用徴収の理由等 生活保護受給開始よりAと同一世帯であり、また平成31年4月より請求人の子の居住実態がないにも関わらず、虚偽の申告により保護を受給したため。本来支給すべき扶助費と支給済み扶助費との差額を徴収決定します。

ス 令和3年■月■日付けで、請求人は、神奈川県知事に対し、本件処分の取消しを求めて本件審査請求を提起した。

セ 平成29年7月から令和2年11月までの期間に、処分庁が住所X及び住所Yを訪問調査したときのケース記録の記載内容、及び、同期間に係るX住所及び住所Yでの水道使用量、住所Yでの電気使用量の推移は別紙3のとおりである。

上記期間に係る住所Xの電気使用量のデータではなく、請求人が処分庁管内において保護を受ける以前の平成28年7月～同年9月の住所Xでの電気使用量は201kWh～273kWhであった。

■水道局HPで開示されている家庭の1か月当たりの平均使用量は、1人世帯の場合で8.2m³(2か月分で16.4m³)、2人世帯の場合で15.9m³(2か月分で31.8m³)、3人世帯の場合で20.4m³(2か月分で40.8m³)である。

■と契約している家庭の1か月・1軒当たりの使用量(2015年時点)は、248.7kWhである。

ソ Aは、本件審査請求において、A自身と、請求人及び請求人の子の生活状況について、次の内容の説明をしている。

(ア) 令和元年10月、請求人の体調が心配なので室内で行き来できるといいと考えて、住所Xと住所Yを隔てていた住所X玄関横のベニヤ板を取り外した。当該部

分は住所X玄関から入ると見える状態であった。

(イ) 請求人が、住所Yにおいて保護を受けるようになって以降、請求人は、炊事、洗濯、風呂について住所Xを使用していたが、トイレ・水道は住所Yも利用していた。

請求人の子は、食事、風呂の時に住所Xを利用していた。

(ウ) 日中、Aが住所Xで過ごしているときは、請求人も一緒に過ごしていたが、Aが仕事や透析治療のため住所Xにいなかったときに、請求人がどう過ごしていたかは分からぬ。

請求人の子が請求人世帯の世帯員となって以降、請求人の子の病状が安定しているときは、請求人は、請求人の子と一緒に住所Yで過ごしていた。

(エ) 夜間、Aのいびき(████████のため)がうるさいとのことで、請求人は住所Yで就寝していた。

請求人の子が、請求人世帯の世帯員になってからは、請求人は、請求人の子の病状によって住所Xで過ごしたり住所Yで就寝したりしていた。

請求人の子が、交際相手宅を中心に生活するようになってからは(令和元年10月頃)、請求人は、住所Yで就寝していた。

(オ) 共同で炊事、洗濯などを行っていたが、生活については、Aは████障害者で、請求人及び請求人の子は████を患っており、お互いに助け合っていたので、この生活形態が不正受給とみなされるとは思っていなかつたため、報告・届出をしていなかつた。

(カ) 請求人は交際相手であり、請求人の子は交際相手の娘であり、Aのことを慕ってくれ、自分の子供のように可愛く思っていた。

タ 請求人は、本件審査請求において、請求人及び請求人の子とAの生活状況について、次の内容の説明をしている。

(ア) 令和元年10月、住所X玄関横と住所Y4畳半の部屋を仕切っていたベニヤ板を取り外した。当該部分は住所Yの4畳半の部屋から見える状態だったが、アコードィオンカーテンで仕切っていた。

(イ) 住所Yにおいて、請求人はガスの供給契約を交わしていない。

(ウ) 炊事、洗濯、風呂については、請求人が処分庁管内で保護を受けるようになって以降ずっと住所Xで共同使用していたが、トイレについては住所Yも使用していた。

(エ) 請求人の子については、請求人の子の交際相手の家を中心に生活するようになった時期以前(具体的には平成30年2月~令和元年10月)について、風呂は住所Xを使用していたが、トイレはほぼ住所Yを利用していた。

(オ) 請求人が、処分庁管内で保護を受けるようになってから、請求人の子が請求人世帯の世帯員になるまでの間、日中は、Aが住所Xにいるときは、請求人も、住所XでAと一緒に過ごし、Aが仕事や通院で住所Xにいないときは、請求人は、住

事
件
の
概
要

A
いた
して
請求

子の
年10

で、
この
して
暮つ
つい

ヤ板
アコ

となつ
てして

うにな
るは住

求人世
住所
は、住

所Yで過ごしており、割合としては半々であった。夜間については、請求人の交際相手であるAのいびきがうるさいので住所Yで就寝していた。

また、請求人の子が請求人世帯の世帯員となって以降、請求人の子が交際相手宅にいることが多くなる以前は、請求人の子の体調により睡眠時間は定まらず、日中ずっと眠っている時もあれば夜間に起きている日もあったため、請求人の子の体調がいいときや、日中・夜間ともに、できるだけ、請求人と請求人の子とで住所Yで過ごしていた。

(カ) 請求人の子が請求人世帯の世帯員となって以降、請求人世帯の保護費から、請求人の子に小遣いとして1万円渡し、請求人の子が交際相手宅を中心に生活するようになった令和元年10月以降は、交際相手宅で請求人の子の各費用が掛かるため、請求人の子にその分として毎月4~5万円渡していた。

請求人の子の交際相手の月給が新型コロナの影響で著しく減少してしまい、請求人の子に係る各費用を負担できなかつたこと、請求人の子が交際相手と別離して住所Yに戻ってくることもあるだろうと考えて、請求人の子の保護費を受給し続けてしまつた。

(キ) 請求人の子は、令和元年■月■日深夜、泣きながら酷い自傷行為をしており、その時請求人の子に連絡をした交際相手が異変を感じて駆けつけてくれたことがあつた。親である請求人では、請求人の子の苦しみを軽減することができず、また、請求人の子は交際相手と過ごしている方が精神的に安定するようなので、請求人の子のことを交際相手にお願いすることにした。

(ク) 節約のために炊事、洗濯、風呂を■号室で行う生活の仕方が不正受給に該当するとは思っていなかつたため、処分庁に報告・届出をしていなかつた。

チ 病状調査等の結果

(ア) 請求人の病状

平成30年12月10日付け病状調査票によれば、請求人は、■、■、■障害、■、■であり、月一回定期的にメンタルクリニックを受診しており、H30病状は安定している。請求人の調子が悪いとは感じない。就労も可能であり、半日からの就労が無難。精神障害者手帳3級取得可能。

平成30年12月1日付け、令和元年5月14日付け、同年10月5日付け、令和2年5月15日付け及び同年10月3日付けの各医療要否意見のいずれによつても、■癌のため、平成29年■月■日■、■、■施行。その後、同年3月~7月まで外来化学療法実施。再発がないか定期的に外来でフォロー中であるが、就労可能とされている。

平成31年4月18日付け、令和元年9月11日付け、令和2年3月5日付けの各医療要否意見のいずれによつても、■について投薬治療を受けているが、就労可能とされている。

(イ) 請求人の子の病状

平成31年1月4日付け病状調査票によれば、請求人の子は、パニック発作を伴う鬱状態、[REDACTED]であり、2週に1回受診することになっているが、母親が代理で薬を取りに来たり、1週に1回受診したりと定期通院できていない。[REDACTED]症。パニック発作及び[REDACTED]の薬を処方しているが、気分によって過量服薬や服薬しない状況が続いている。母親に服薬管理を依頼しているが十分ではない。小さいころから[REDACTED]。社会性は脆弱。請求人の子は、何をすべきか、何をすべきでないのかの区別がつかないよう。夢と現実の間にいるような状態。自殺未遂・高校[REDACTED]年生での中退・水商売や警備員に就くも長続きしないといった経緯を考えると、破綻をきたさないようにするので精一杯。症状の改善ができたからといって就労できる状態とはならないとされている。

平成30年12月4日付け病状調査票によれば、請求人の子は、[REDACTED]で月に1回受診し、ホルモン薬の処方をしていた。請求人の子はピルも飲めなかつたと言っていたことはあるが、受診は不定期で、平成30年7月、10月で、10月以後受診なく、就労阻害要因ではないとされており、平成31年1月7日付けの医療要否意見によれば、服用がいい加減で、本来加療が必要な程度なのか不明とされている。

3 審理関係人の主張の要旨

(1) 請求人の主張の要旨

- ・ 次の理由により、本件処分の取消しを求める。
 - ア 事実誤認による決定のため、納得できない。
 - イ 保護申請時に、請求人及び請求人の子が精神科へ通院していることを福祉事務所に告げている。
 - ウ 住所Xの表札について、請求人は、日中を住所Xで過ごすことが多いため、郵便配達員や宅配業者が困らないように併記したのであって、住所Xの表札に併記してある請求人の名の文字は小さい。また、住所Yにも請求人の名の表札があった。
 - エ 請求人が請求人宅に引っ越してきたときは内部で繋がっておらず、もともと請求人宅側も、住所X側もベニヤ板で塞いであった。ベニヤ板を外して内部で繋がるようになったのは、請求人の子が請求人の子の交際相手宅を中心に生活するようになった令和元年10月からである。また、請求人の子が請求人の子の交際相手宅を中心に生活するようになってから、請求人は、請求人宅で就寝していた。
 - オ 請求人宅の水道使用量及び電気使用量が少ないので、請求人の子は精神科に通院しており、ひどい睡眠障害に悩まされており、少しの物音でも起きてしまうため、請求人の子が眠っている時は、請求人は住所Xで過ごしていた。また、請求人の子の病状が悪く起き上がりがれず、一日中布団に横になっている日も多々あったためである。
 - カ 世帯の基準については、請求人もAも知らなかつたが、当該基準に照らしても、

自を
見が
下眠
妻や
。す
婆未
韋を
うと

で月
った
月以
の医
とさ

務所

郵便

として

。請求

するよ

にな

を中

通院

こめ、

への子

りであ

ても、

請求人とAが同一世帯となることはない。すなわち、請求人の子は精神科に通院しており体調が悪く布団に横になっていることがとても多く、また、請求人は[REDACTED]障害で10年ほど前から精神科に通院しており、一人で起きていると不安になってしまうため住所XでAにそばにいてもらう必要があった。さらにAは[REDACTED]を受けており、[REDACTED]後は動けなくなってしまうことも多いため、請求人がAの家事や身の回りの世話をしていた。

家計については、節約するために食費と水道光熱費のみは共同購入であったが、家賃、被服費、日用品費、美容費、交際費、趣味費、特別費（冠婚葬祭などの急な出費）については別々にしており、住所Yの電気使用量と水道使用量が少ないので、同一世帯によって少ない訳でもなく、居住実態がなかった事によって少ない訳でもない。上記記載の通り、請求人の子の精神疾患、請求人の精神疾患、Aの病状からして、請求人の子を住所Yに一人にしておくために住所Yの電気使用量と水道使用量が少ないのである。

キ 平成30年2月28日、同年4月25日、同年8月1日、同年11月28日に処分庁の職員が訪問した際は、当時の職員に、住所Yで請求人と請求人の子が対応している。

ク 居住実態は、平成29年7月7日から平成30年2月8日までは請求人とAは別世帯であり、平成30年2月9日から令和元年9月までは請求人と請求人の子の二人世帯でAとは別世帯であり、平成30年10月から令和2年11月までは請求人とAは別世帯であった。

令和2年12月から請求人とAが同一世帯とされ、請求人の保護が廃止されたため、やむなく請求人とAの二人世帯になった。請求人の子が令和元年10月から請求人宅での居住実態がなかった事は認める。よって、令和元年10月から令和2年11月までの請求人の子の分の保護費のみを返還すれば足りるはずである。

(2) 処分庁の主張の要旨

次の理由により、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

ア 「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。」（法第10条）とされている。また、次官通知第1において、「同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として同一世帯員として認定すること。」とされている。さらに、問答集第1の世帯の認定において、「生活保護法に規定する「世帯単位の原則」における「世帯」は、主に生計の同一性に着目して、社会生活上、現に家計を共同にして消費生活を営んでいると認められるひとつの単位をさしている」とされ、「次官通知は、同一居住、同一生計の者は原則として同一世帯と認定することとしているが、これは、生計を一にしているか否かの認定が主として事実認定の問題であるところから、比較的事実認定が容易な同一居住という目安をあわせて用いることとしたものである。このような目安としては、他に重要なものとして居住者相互の関係（親族関係の有無、濃密性等）があるが、判定が困難なケースについて

は、更に消費財及びサービスの共同購入・消費の共同、家事労働の分担、戸籍・住民基本台帳の記載事実等の事実関係の正確な把握に基づき、個々の事例に即して適正な世帯認定を行うこととなる。」とされており、問答集問1-3において、「世帯の認定に当たっては消費物資の共同購入、炊事の共同及び家具什器の共同使用等の諸要素を勘案して判断すべき」とされている。

イ 本件において、水道使用量の調査結果は、[REDACTED]水道局によると平成29年度の1人世帯の1ヶ月の平均水道使用量が8.2m³(2ヶ月で16.4m³)であるところ、住所Yはほとんどの月で2ヶ月あたり5m³以下であり、住所Xの水道使用量は2か月あたり23~40m³であった。

特に平成31年4月(令和元年度4月)以降は水道使用量が2か月あたり0~1m³であった。2人世帯で水道使用量が1人世帯の1/3以下であることは、入浴、トイレ、炊事、洗濯などの水道の主要用途のいくつかの使用がなかったと考えられる。また、[REDACTED]によると家庭1件あたりの1ヶ月の電気使用量が248.7KWHであるところ、請求人宅は一部の月を除き60KWH以下であり、住所Xは200KWH以上であった。更に、請求人はガス供給契約を締結していない。

以上から勘案すると、保護開始当時から、食事や入浴等は住所Xで行っていたと判断でき、請求人世帯とA世帯の間には、消費物資・消費財の共同購入・消費、家具什器の共同使用、家事労働の分担が認められる。そして、請求人とAは交際関係にあり、関係の濃密性があり、住所X訪問時には請求人が応対していることが多いことや住所Yと住所Xは内部で繋がっていたことから、同一居住とも考えられる。このため、請求人とAは同一世帯と判断した。また、平成31年4月以降は水道使用量がほとんどないことから、請求人宅の居住実態はなかったと判断できる。請求人と請求人の子への聞き取り調査において、請求人は住所Xを中心に生活し、請求人の子も1年ほど前から請求人の子の交際相手宅を中心に生活するようになっていたとの回答も概ね上記判断に合致しており、これらをあわせて考えると、平成29年7月7日の保護開始から平成30年2月8日までは、請求人とAは2人世帯であり、平成30年2月9日から平成31年3月31日までは請求人の子を加えた3人世帯となり、平成31年4月1日から令和2年11月1日の廃止日の前日までは請求人とAの2人世帯であったと認定した。

請求人とAは世帯の構成に異動があったときには処分庁に速やかに正しく申告する義務があることを知りながら、これを申告せず、虚偽の申請に基づき保護費を受給していたものである。

本件処分は請求人とAに対する実支給額と上記認定に基づき本来支給されるべき支給額の差額を法78条に基づき徴収決定したものである。

ウ よって、本件処分は、法上当然の処分であり、何ら違法又は不当なものではない。

4 理由

住
て適
「世
用等隻の
主所
月あ～1
谷、

られ

使用

り、

ない。

たと

、家

関係

多い

る。

道使

請求

求人

いた

29年

あり、

上帶と

、とA

ヨ告す

きを受

らべき

はない。

(1) 保護の補足性、程度の原則、被保護者の届出義務について

法に基づく保護は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たす基準に基づき測定される要保護者の需要を基とし、要保護者の利用し得る資産、能力その他あらゆるもの最低限度の生活の維持のために活用することを要件として、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われる（法第4条第1項、第8条）。

それゆえ、被保護者は、収入、支出、その他生計の状況について変動があったとき、又は「居住地若しくは世帯の構成に異動があったとき」は、すみやかに届け出なければならない（法第61条）とされている。

(2) 世帯の認定について

法第10条等に規定する「世帯」は、主に生計の同一性に着目して、社会生活上、現に家計を共同にして消費生活を営んでいると認められる一つの単位を指している。

次官通知第1が、同一居住、同一生計の者は原則として同一世帯と認定することとしているのは、比較的事実認定が容易な同一居住を目安として用いることとしているものであり、他に重要な目安には、居住者相互の関係（親族関係の有無、濃密性等）があり、判定が困難なケースについては、さらに消費財及びサービスの共同購入・消費の共同、家事労働の分担、戸籍・住民基本台帳の記載事実等の事実関係の正確な把握に基づき、個々の事例に即して適正な世帯認定を行うとされている（問答集第1）。

また、法による保護は原則として居住地において実施されるものであるところ、居住地とは、要保護者の居住の事実がある場所をいい、ただし、現にその場所に居住していないなくても、他の場所に居住していることが一時的な便宜のためであって、一定期限の到来とともにその場所に復帰して起居を継続していくことが期待される場合には、世帯の認定をも勘案のうえ、その場所を居住地として認定することとされている（次官通知第2）。

(3) 法第78条に基づく費用徴収決定について

ア 法第78条の適用について

法第78条に基づく費用徴収金決定は、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者に対して、保護費の全部又は一部を徴収するものであるが、ここにいう「不実の申請その他不正な手段」とは、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠ぺいすることも含まれる（手引IV4（1））。

そして、費用徴収通知3において、法第78条の適用基準が次のとおり示されている。

- ① 保護の実施機関が被保護者に対し、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらず被保護者がこれに応じなかつたとき

- ② 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき
- ③ 届出又は申告にあたり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき
- ④ 課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき

なお、問答集問13-1(答)②においても、法第78条によることが妥当な場合として、上記①～④と同旨の基準が示されている。

イ 徴収金額の算定について

- (ア) 法第78条第1項にいう「その費用の全部又は一部」について、「その費用の全部」とは、支給した保護費の全額が不正受給である場合を言い、「その費用の一部」とは支給した保護費のうち一部が不正受給である場合を言うものであるから、徴収額は、不正受給額を全額決定するものであり、法第63条のような実施機関の裁量の余地はないとされている(問答集問13-22)。
- (イ) 処分の相手方に資力がない場合については、相手方の資力を考慮することなく決定されるべきものとされている(問答集問13-25)。

(4) 本件処分の検討

ア 本件処分は、処分庁が平成29年7月から令和2年11月分として行っていた保護変更決定において、実態と異なる世帯認定を前提として扶助費を算定されていたことから、実態に即して認定し直した世帯を前提として算出した扶助費との差額が不正受給に当たるとして、法第78条に基づく費用徴収決定を行ったものである(前提事実ケ・シ)。

そこで以下、処分庁が行った世帯認定の見直しの当否について検討し、請求人から当該認定に相当する世帯に関する届出・申告がなされていなかったことをもって「不実の申請その他不正な手段」と評価して法第78条を適用すべき場合に当たるかを順に検討する。

イ 処分庁が行った世帯認定の見直しの当否について

- (ア) 平成29年7月から平成30年2月8日まで(請求人が住所Yにおいて保護を受けるようになってから請求人の子が請求人の世帯の世帯員となる前の期間)
 - 上記期間について、福祉事務所長は、Aと請求人について、それぞれ住所Xと住所Yを居住地とする単身世帯と認定していた(前提事実ウ・エ)。
 - 住所Xと住所Yは、内部で繋がり得る構造であったが(前提事実エ(ア))、上記期間において内部で繋がっていた事実は確認されておらず(別紙3)、A及び請求人は内部で繋がるようになったのは令和元年10月である旨述べているから(前提事実ソ(ア)、タ(ア)、上記3(1)エ)、上記期間において同一居住であるとは認定できない。

はそ
すこ
が判
場合
用の
用の
るか
実施

なく

保護
いたこ
が不
(前

と人か
つて
自たる

暮らす

Xと

)、
A及
するか
同一居

しかし、上記期間における住所Xの水道使用量は、2人世帯の2か月分の平均使用量(31.8 m³)に近似し(ただし、上記期間以前から同程度の使用量であった。)、他方、上記期間の住所Yの水道使用量は、平成29年12月及び平成30年1月分こそ14 m³であるが、その他の期間は2~5 m³であって、1人世帯の2か月分の平均使用量(16.4 m³)を大きく下回り、また住所Yの電気使用量は、51~155 kWhであって、1か月1軒当たりの平均使用量248.7 kWhを大きく下回る。

そして、A及び請求人は、互いに交際相手であることを認めており、炊事、洗濯、風呂については住所Xにおいて共同で行い(住所Yにおいてはガス供給契約すらしていない)、Aの在宅時には住所Xにおいて一緒にすごしていた(前提事実ソ(イ)・(ウ)・(オ)・(カ)、タ(イ)・(ウ)・(オ))というのであるから、日常生活上の主要な消費財及びサービスの共同購入・消費の共同、家事の分担が認められ、Aと請求人の関係は、単なる交際相手というよりは、内縁関係に近い濃密な関係性であることが認められる。

この点、請求人は、家賃、被服費、日用品費、美容費、交際費、趣味費、特別費は別であった旨主張し(上記3(1))、就寝時やAの不在時には住所Yで過ごしていた事情を説明し、Aもこれに沿う説明をしているが(前提事実ソ(エ)、タ(オ))、家賃を別に支払い、Aの不在時に住所Yを利用できたのは、Aと請求人がそれぞれ単身世帯として住宅扶助費が支給されていたからであるし、その他の費用については、最低生活費の範囲内で想定されている額がそれほど多くないといと解されることを踏まえると、Aと請求人の生計が同一であったという認定の妨げになる事情とは解されない。

したがって、上記期間におけるA及び請求人の生活実態を踏まえれば、法上は、同人らを同一世帯として評価すべきとした処分庁の認定の見直しは妥当である。

(イ) 平成30年2月9日から平成31年3月31日まで(請求人の子が請求人世帯の世帯員となって以降、請求人の子が主に住所Yで生活していたと認定した期間)

上記期間について、福祉事務所長は、Aについて住所Xを居住地とする単身世帯として、請求人及び請求人の子について住所Yを居住地とする2人世帯と認定していた(前提事実ウ・カ)。

上記期間についても、上記(ア)同様、住所Xと住所Yが内部で繋がっていた事実は確認されておらず、A及び請求人も繋がっていたことを認めていないから、上記期間において同一居住であるとは認定できない。

上記期間における住所X・住所Yの水道使用量及び住所Yの電気使用量は、上記(ア)の期間と大きな変化はなく、請求人の子が住所Yで過ごすことが多いことを除いては、日常生活上の主要な消費財及びサービスの共同購入・消費の共同、家事の分担が認められる(前提事実ソ(イ)・(ウ)・(エ)・(オ)・(カ)、タ(イ)・(ウ)・(エ)・(オ))。

この点、請求人は、請求人の子は、平成31年3月までではなく、令和元年9

月までは住所Yを中心に生活していた旨主張しており(上記3(1)エ・ク、前提事実ソ(エ)、タ(キ))、請求人の子も、同様の説明をしていたことが認められ(前提事実キ)、また、平成31年4月及び令和元年8月の処分庁による住所Yの訪問調査時には、請求人の子の在宅が確認されている(別紙3)。

しかし、住所Yの水道使用量及び電気使用量については、明らかに平成31年4月以降において減少していることが確認できること、住所Yの訪問調査については、事前の予告があればその日に請求人の子が在宅することは可能であることからすると、上記請求人の主張等は、請求人の子が令和元年9月まで主に住所Yで生活していたと認定するに足る事情となるものではない。

したがって、上記期間におけるA、請求人及び請求人の子の生活実態を踏まえれば、法上は、同人らを同一世帯として評価すべきとした処分庁の認定の見直しは妥当である。

(ウ) 令和元年4月から令和2年10月まで(請求人の子が主に住所Yで生活しなくなったと処分庁が認定した時期以降、住所Yにおける保護廃止まで)

上記期間について、福祉事務所長は、Aについて住所Xを居住地とする単身世帯として、請求人及び請求人の子について住所Yを居住地とする2人世帯と認定していた(前提事実ウ・カ)。

令和2年10月以降については、住所Xと住所Yが内部で繋がるようにしたことをA及び請求人が認めており(前提事実ソ(ア)、タ(ア)、上記3(1)エ)、同時期以降は、同一居住と同視できる。

令和元年4月から令和2年10月における住所Xの水道使用量に、従前と大きな変化はないが、住所Yの水道はほぼ使用されなくなり、電気使用量も減少し、請求人がAの代わりに住所Xにおいて応答し、住所Xに請求人とAを並記した表札を掲げるなど、日常生活上の主要な消費財及びサービスの共同購入・消費の共同、家事の分担が、一層進んだ生活状況であったと評価できる(前提事実ソ(イ)・(ウ)・(エ)・(オ)・(カ)、タ(イ)・(ウ)・(エ)・(オ))。

また、令和2年10月以降については、請求人、請求人の子及びAのいずれもが、住所Yにおける請求人の子の生活実態がなかったことを認めており(前提事実キ、ソ(エ)、タ(エ)・(カ)・(キ))、住所Y又は住所Xにおいて請求人の子の生活実態がない状態は少なくとも1年にわたって継続している。

以上から、令和元年4月から令和2年10月までにおけるA、請求人及び請求人の子の生活実態を踏まえれば、法上は、A及び請求人は同一世帯であり、請求人の子は右世帯の世帯員でなくなったと評価すべきとした処分庁の認定の見直しは妥当である。

ウ 法第78条を適用すべき場合に当たるか

処分庁は、請求人に対し、世帯の変動に関する届出・申告をするよう説明し、請

前
忍め
る住
所Y
」年
つい
こと
所Y

まえ
直し

なく

身世
認定

たこ
(1)

大き
いし、
した表
札の共
事実ソ
ニ)

ずれも
前提事
て請求

び請求
、請求
見直し

し、請

求人から確認書面を徴していること（前提事実エ（イ））、現に、請求人の子が住所Yに引っ越したときは、請求人が保護変更書等を提出しており（前提事実オ）、請求人にも、世帯変動に関する届出・申告をすべきことについての一般的な認識はあったと解される。

しかし、法にいう「世帯」は、家計の同一性を重視する点で、一般的な世帯の認識とずれる部分がありうる（上記の処分庁が世帯の変動に関する届出・申告を求めるよう説明した確認書面上の説明も、転出入、入退院等、一般的にも世帯の変動があると認識されうる事例の説明にとどまっている。）。

本件処分に関連して、請求人が本来行うべきであった世帯変動に係る届出は、処分庁の行った上記アの世帯認定に即するようなものということになるが、法的な身分変動が生じる婚姻関係に至っているわけでもなく、特段住民票の移転もしないままというような場合、実態はほぼ内縁関係と評価しうる状態であっても、当該実態としての事実関係を直ちに「世帯の変動」として届け出ることを要するとの認識が一般的にあるとは言い難い。

また、上記アのような法にいう世帯の認定は、諸々の事情を踏まえて事後的に行われたものであることを踏まえると、請求人に、当初から保護費を詐取しようとの意図があったと認定しうるような特段の事情のない限り、保護開始当初から、Aと請求人（及び請求人の子）が家計を同じくする同一世帯である旨の届出をすべきとの認識があったとまでは解し難い。

上記特段の事情に関して、本件処分にあたり実施されたケース会議の記録には、請求人に不正の意図があったことを根拠づけるものとして、「実態調査の際には両室は繋がっていなかったが、請求人の証言によれば引っ越し当初から繋がっているとのこと。実態調査後に仕切りを取り除き、その後も別世帯を装い申告等していた。」との記載があるが、そのような事実経緯を認めることはできない（前提事実ケ、別紙3）。

そして、処分庁から、請求人及び請求人の子とAの生活実態について、特段申告を求めるままでの状態が長く続いている、令和2年以降も、請求人がAの代わりに処分庁職員の訪問に対応し、請求人及びAの名字が並記された表札を掲げるなどしているから、請求人が、Aとの生活について虚偽の説明、あるいは隠匿しようとしていた事情は見当らず、また、請求人は、処分庁から請求人の子の所在について尋ねられれば答え、請求人の子も処分庁から尋ねられれば事実関係を説明しており、これらの内容に特段虚偽の内容は見当たらないから（別紙3、前提事実キ）、費用返還通知①～③に該当するとはいえない。

また、処分庁は、水道使用量及び電気使用量に関する法第29条調査を実施しているが、当該調査は、令和2年10月5日付けで行われたものであり、同日に請求人の子から事実関係の説明を受けて実施されたことが明らかであるから、当該調査により、請求人の世帯に関する疑義が発覚したわけではなく、費用返還通知④に該

当するともいえない。

なお、請求人は、請求人の子が、住所Y又は住所Xでの生活実態がなくなつて以後の保護の受給は不適切であった旨を自認している（上記3（1）ク）。

ただし、一方で請求人は、請求人の子が再び住所Yに帰来する可能性あったとも主張しており（前提事実タ（カ））、実際、処分庁が、請求人の子から直接聴取した内容でも、請求人の子は、全く住所Yにいなかつたというわけではないこと、請求人の子の交際相手は、同人の兄の家に居候していた状況であり、手取り収入にも余裕があるわけではなかつたこと（前提事実キ）、請求人の子の交際相手から請求人の子との婚約又は婚姻の意思が確認されているわけではないこと、請求人の子は精神疾患を抱え、収入・資産はなく、稼働能力もない状況であったこと（前提事実チ（イ））などを踏まえると、請求人の子が交際相手の家で主に生活し始めた当初から請求人の世帯の世帯員でないとの判断が付きかねたこともやむ得ないと解され（ただし、結果として1年以上に渡り請求人の子とその交際相手との関係が続いたこと等を踏まえると、事後的な評価としては上記イ（ウ）の世帯認定が妥当である）、上記請求人の自認内容は、請求人が当時から世帯変更の届出の必要性を認識していたとはいえないとの判断に影響はなく、上記の法第78条適用の当否に関する検討の結論を左右しない。

以上から、本件処分に係る期間の請求人世帯の保護受給のありかたは不適切であったと言わざるを得ないものの、法第78条を適用すべき場合には当たらないため、本件処分はその余の点について検討するまでもなく、違法である。

（5）結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があるから、本件処分は、行政不服審査法第46条第1項の規定により、取り消されるべきである。

て以

とも

取し

、請

にも

請求

子は

事実

当初

され

いた

のであ

認識

に関する

のであ

いため、

第46

別紙2

ア 法

(保護の補足性)

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものと、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2・3 【略】

(基準及び程度の原則)

第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 【略】

(世帯単位の原則)

第10条 保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。

(実施機関)

第19条 都道府県知事、市長（中略）は、（中略）この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。

一・二 【略】

2・3 【略】

4 前3項の規定により保護を行うべき者（以下「保護の実施機関」という。）は、保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政に限り、委任することができる。

5～7 【略】

(届出の義務)

第61条 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に変動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。

(費用の徴収)

第78条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

2～4 【略】

イ 生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。別紙1において「次官通知」という。）

第1 世帯の認定

同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定すること。

なお、居住を一にしていない場合であっても、同一世帯として認定することが適当であるときは、同様とすること。

第2 実施責任

保護の実施責任は、要保護者の居住地又は現在地により定められるが、この場合、居住地とは、要保護者の居住事実がある場所をいうものであること。

なお、現にその場所に居住していなくても、他の場所に居住していることが一時的な便宜のためであって、一定期限の到来とともにその場所に復帰して起居を継続していくことが期待される場合等には、世帯の認定をも勘案のうえ、その場所を居住地として認定すること。

- ウ 生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成24年7月23日社援保発0723 第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。別紙1において「費用徴収通知」という。）

3 法第78条に基づく費用徴収決定について

（前略）法第78条の条項を適用する際の基準は次に掲げるものとし、当該基準に該当すると判断される場合は、法第78条に基づく費用徴収決定をすみやかに行うこと。

- ① 保護の実施機関が被保護者に対し、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらず被保護者がこれに応じなかつたとき
- ② 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき
- ③ 届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行つたようなとき
- ④ 課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき

（後略）

- エ 生活保護行政を適正に運営するための手引きについて（平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。別紙1において「手引き」という。）

IV 費用返還（徴収）及び告訴等の対応

1～3 【略】

4 法第78条の適用の判断

(1) 法第78条の趣旨

(本文略)

注)「不実の申請その他不正の手段」とは、積極的に虚偽の事実を申し立てる
ことはもちろん、消極的に事実を故意に隠ぺいすることも含まれる。(後
略)

才 生活保護問答集について(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課
長事務連絡。別紙1において「問答集」という。)

第1 世帯の認定

世帯単位の原則 【略】

世帯の認定

「世帯」とは、通常社会生活上の単位として、居住及び生計をともにしている者
の集まりをいうが、生活保護法に規定する「世帯単位の原則」における「世帯」は、
主に生計の同一性に着目して、社会生活上、現に家計を共同にして消費生活を営ん
でいると認められるひとつの単位をさしている。

もっとも、次官通知は、同一居住、同一生計の者は原則として同一世帯と認定す
ることとしているが、これは、生計を一にしているか否かの認定が主として事実認
定の問題であるところから、比較的事実認定が容易な同一居住という目安をあわせ
て用いることとしたものである。このような目安としては、他に重要なものとして
居住者相互の関係(親族関係の有無、濃密性等)があるが、判定が困難なケースに
ついては、更に消費財及びサービスの共同購入・消費の共同、家事労働の分担、戸
籍・住民基本台帳の記載事実等の事実関係の正確な把握に基づき、個々の事例に即
して適正な世帯認定を行うこととなる。

なお、同一居住は同一生計の判定の上で重要ではあるが、ひとつの目安であるに
すぎないから、同一の住居に居住していないなくても社会生活上同一世帯と認定する
のが適当な場合がありうる。夫が出かけぎに出ているとか、子が義務教育のために他
の土地に寄宿しているとか、あるいは病院に入院している等の場合は、それぞれ農
閑期、義務教育期間、入院必要期間が終了すれば、他の世帯員の居住する住居に帰
来することが予定されているものであり、このように、やむをえない事由によって
同一の住居に居住していないが、それが一時的なものであって一定の時期が到来す
れば、再び他の世帯員の居住する住居に帰来して生活することが予定されているよ
うな場合は、居住を異にしていても同一の生計を営んでいるものであり、これを同
一世帯として認定することとなる。

問1-3 生計の同一性

(問) A町に居住する甲、甲の子乙及び丙の3人からなる世帯において、甲が発病

し通院治療を必要とすることになったため、保護の開始の申請がなされた。乙は現在A町に所在する某工場に勤務しており、乙の給与が本世帯のただひとつの収入源となっているが、乙は工場の食堂で昼食を給与され、夕食も帰宅の遅い日は外食しており、また自己の収入中から食料品等を購入して世帯員全員で消費している事実が認められる。この場合、乙が自己の生活及び勤労に必要な経費の大部分を直接支出していることからいって、甲及び丙と乙との間には生計同一の事実がなく、したがって、甲及び丙と乙とは別世帯と考えられるかどうか。また仮に同一世帯としても、乙が収入の一部しか家計に繰り入れないことは、法第4条第1項の要件を欠くものであるから、乙を世帯分離し、甲と丙を保護することが許されると思われるがどうか。

(答) 法にいう世帯とは、社会生活上の単位として居住及び生活をともにしている者の集まりをいうものであり、世帯の認定に当たっては消費物資の共同購入、炊事の共同及び家具什器の共同使用等の諸要素を勘案して判断すべきものである。ここにいう生計の同一とは、家計上の計算の単位がひとつの総枠の中におさまっていることを意味するにとどまり、世帯員のひとりが自己の得た収入のうち若干又は相当部分を家計の中心者に手渡すことなく、直接物資の購入等の支払いにあてている事実があるとしても、そのことはその者とそれ以外の者と別世帯として認定する決定的な要素とはならない。(後略)

問 13-1 不当受給に係る保護費の法第63条による返還又は法第78条による徵収の適用

(問) 収入申告が過少であったりあるいは申告を怠ったため扶助費の不当な受給が行われた場合については(中略)、どういう場合に法第63条又は法第78条を適用すべきか、判断の基準を示されたい。

(答) (前略)

② 法第78条によることが妥当な場合

- (a) 届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかつたとき。
- (b) 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき。
- (c) 届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行つたようなとき。
- (d) 課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書又は資産申告書が虚偽であることが判明したとき。

号
は
収
は
て
部
実
に
第
許

る
炊
る。
つ
汗
あ
て

力
市
規
則
を

す
そ

は
そ
か
か

告書

問13-22 法第78条の全部又は一部の解釈

(問) 法第78条にいう「その費用の全部又は一部」とは何をさすのか。

(答) 「その費用の全部」とは、支給した保護費の全額が不正受給である場合を言い、「その費用の一部」とは支給した保護費のうち一部が不正受給である場合を言うものである。

したがって、徴収額は、不正受給額を全額決定するものであり、法第63条のような実施機関の裁量の余地はないものである。

問13-25 法第78条による費用徴収と資力との関係

(問) いわゆる不正受給について、法第78条に基づいて費用を徴収すべき場合、相手方に資力がないときはどう取り扱うべきか。

(答) (前略) 法第78条に基づく費用の徴収は、相手方の資力にかかわりなく決定されるべきものである。(後略)

力 ■■■市福祉事務所長委任規則(昭和■■年■■市規則第■■号)

(趣旨)

第1条 この規則は、生活保護法(昭和25年法律第144号)第19条第4項(中略)の規定により市長の権限に属する事務の一部を ■■■市福祉事務所長(以下「福祉事務所長」という。)に委任することについて必要な事項を定めるものとする。

(委任事務の範囲)

第2条 次に掲げる事務を福祉事務所長に委任する。

(1) 生活保護法

ア 生活保護法(以下この号において「法」という。)第24条に規定する申請による保護の開始及び変更に関すること。

イ 法第25条に規定する職権による保護の開始及び変更に関すること。

ウ 法第26条に規定する保護の停止及び廃止に関すること。

エ 法第27条(以下略)

オ 法第28条(以下略)

カ 法第30条から第37条の2(以下略)

キ 法第48条第4項(以下略)

ク 法第55条の4(以下略)

ケ 法第55条の5(以下略)

コ 法第62条第3項及び第4項(以下略)

サ 法第63条(以下略)

シ 法第76条第1項(以下略)

ス 法第80条(以下略)

七 法第81条(以下略)
(2)～(5) 【略】

年	月	日	住所X (A)		住所Y (請求人及び請求人の子)	
			訪問時のケース記録内容	水道	訪問時のケース記録内容	水道
B29	2			23m³		
	3			36m³		
	4			35m³		
	5			35m³	請求人は、生活が安定したと笑顔で話す。体調は良くなさそうであり、部屋の荷物は片付いていない。	2m³
	6			40m³		
	8	23		31m³	通院及び服薬管理できている。部屋は物が片付いていない。	2m³
	9					5m³
	10					87kWh
	11	28				57kWh
	12	8	生活状況は特に変わりない。	29m³		155kWh
	1				請求人は生活が安定している。	
	2	28		27m³	請求人は、通院及び服薬管理できている。	2m³
H30	3				請求人の子は月経困難症のため、寝ていたが、起きて面談に応じるも整理のため調子が悪いと話す。服薬管理はできているとのこと。間取りは2Kで部屋を共有し生活し、家事は二人で協力している。生活は安定しているとのこと。	134kWh
	4	25		30m³	請求人は、通院及び服薬管理できている。	3m³
	5				請求人の子は定期通院及び服薬管理はできているとのこと。二人で協力し生活は安定しているとのこと。	20kWh
	6	7	A不在。	27m³	前回面談から変わったことはない。	20kWh
	7	4	A不在。			42kWh
	8	2	最近は結婚の影響もあり、体調はあまりよくない。月、水、金の午前10時頃から正午頃までボスティングのアルバイトをし、その後19時頃までの間人工透析を受けている。	27m³		77kWh
	9		交流のある隣族はない。			
	10					149kWh
	11	12	体調はあまり良くなく、以前の仕事を辞めて、新しい仕事を開始した。通院状況、親族状況も変わりなし。	31m³	請求人及び請求人の子は二人で協力して生活している。	3m³
	12	29			請求人の子は不眠症で体調は安定していない。	58kWh
	13				必要に応じて医療機関を受診し、相談するよう助言。	
H31 R1	1			31m³		6m³
	2			29m³		5m³
	3				請求人は最近下腹部に痛みがあり、少々心配とのこと。食事は問題なく行えており、仕事は休むが運動できているが多少体がつらい。その他特に困っているところ等はない。	75kWh
	4	18			請求人の子は寝ていた。	15kWh
	5				請求人及び請求人の子の定期通院状況を確認。	18kWh
	6					47kWh
	7					46kWh
	8	29	左手首を脱臼して痛いが、食事も問題なく行えており、その他困ること等ない。	26m³	請求人の体調に問題はないが、請求人の子は体調に波があり、最近は落ち込んでる当方に見えることが多いとのこと。請求人の子は時々交際相手でいくことがあるが、交際相手も請求人の子の様子をよく気にかけてくれているとのこと。請求人の子の精神障害者保健福祉手帳取得について主治医からはその程度ないと言われている。その他特に変わったことや困ったこと等はないとのこと。請求人及び請求人の子の定期通院状況を確認。請求人の子は寝ていた。	16kWh
	9					62kWh
	10					1kWh
	11					42kWh
	12					6kWh
R2	13	27	A不在。	28m³		14kWh
	14					19kWh
	15	7	請求人が応答。その後にAが応答。	26m³		0m
	16		最近調子が悪いことが多い。立ち読みや動作の遅延が出ることが多いため、身の回りのことを請求人に手伝ってもらっているとのこと。内職以外の就労は続けている。	29m³		18kWh
	17		その他困ったこと等はない。			0m
	18		整形外科への通院が週1回に減った以外に通院状況に変化なし。			19kWh
	19		親族状況に変化なし。			23kWh
	20					25kWh
	21					43kWh
	22				請求人は不在。	0m
	23		X宅の表札に、Aと請求人の名字が並記されており、X宅を訪問した際、請求人が出でた。	29m³		46kWh
	24					
R3	25		請求人が心外したため同居しているのか確認したこと。Aは交際しているのでまたまいただと回答した。	29m³		
	26		住所Xの表札に、Aと請求人の名字が並記されている。			
	27		請求人が心外したため同居しているのか確認したこと。Aは交際しているのでまたまいただと回答した。			
	28		住所Xの表札に、Aと請求人の名字が並記されている。			
	29		請求人が心外したため同居しているのか確認したこと。Aは交際しているのでまたまいただと回答した。			
R4	30		A不在。請求人が住人。	31m³		50kWh
	31		請求人及び居住実態について確認すると、請求人の子は交際相手の家にいることが多いと回答。			52kWh
	32					
	33					
	34					
R5	35				請求人と請求人の子と面談。(重複アホあり)。	
	36		住所Yと住所Xが内部で繋がっていることが判明。			
	37		請求人は主に住所Xで生活しており、住所Yには請求人の子の部屋と請求人及び請求人の子の共同荷物部屋がある。			
	38		請求人の子は1年ほど前から交際相手の家に行く頻度が高くなり、帰ってきた際には住所Yを使っている状態である。			
	39		請求人の子は、交際相手と結婚するつもりで2人で暮らす家を探しているが、なかなか見つからないとのこと。			
R6	40					
	41					
	42					
	43					
	44					

